



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社アルテ サロン ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 目 黒 泉  
(コード番号:2406)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 坂 口 満 春  
電話 045-663-6123 (代表)

## コーポレートガバナンス・コードに伴う当社の取り組み

### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性、その他の基本情報

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、社会的責任及びステークホルダーを重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。そのためには内部統制の整備及び運用等の一層の強化が必要であると考えております。このような視点から、迅速かつ的確な意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、またコンプライアンスにつきましては、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが重要であると考えております。

### 2. コーポレートガバナンス・コードに対する方針（基本原則は全て実施いたします。）

#### 【基本原則 1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、すべての株主の権利を実質的に確保し、株主がその権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守し、適時開示に努めております。

また、適時開示規則には該当しないものであっても有用であると判断される情報については、適切かつ迅速・公平に情報開示をおこなっております。

加えて、株主総会開催日の集中日回避や開催場所の適切な設定、既存株主の権利を損なう可能性のある資本政策の不採用や関連当事者取引の管理に努めております。

(Comply=遵守)

## 【基本原則 2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は「地域のお客様に、『美と健康と若々しさ』を提供し、当社グループに関わるすべての人と共に幸福社会を築いていける会社づくりを目指してまいります。」を経営理念とし事業活動をおこなっております。

また、当社は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めることが不可欠と認識しており、その実践にあたり、役職員の行動規範（アルテグループの信条）を定め、行動規範の精神を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。

(Comply=遵守)

## 【基本原則 3】

上場会社は、会社の財務状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものになるようにすべきである。

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切かつ迅速な情報開示をおこなうことが必要不可欠と認識しています。そのため、関係法令に基づく適時開示以外についても有用であると判断される情報については、適切かつ迅速・公平に情報開示をおこなっております。

また、アナリスト向け決算説明会資料、事業レポートや株主総会招集ご通知や店舗出店情報、主要事業会社の月次営業情報等の非財務情報についても当社ホームページ等通じ積極的に情報開示をおこなっております。

(Comply=遵守)

## 【基本原則 4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役員及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する

実効性の高い監督を行うこと。

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は株主に対する受託者責任・説明責任を認識し、取締役会及び経営会議を通じて、経営戦略・経営計画等に関する審議及び意思決定をおこなっております。また、取締役会規程、組織規程、職務権限規程及び職務分掌規程等を定めて、取締役会、各管掌役員及び各部門の職責を明確化し、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備をおこなっております。

当社は、効率的な経営・執行体制の確立を図るために、監査役会設置会社としております。さらに平成 28 年 3 月からは、経営監視機能を補完するために社外取締役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築しております。

また、監査役は「事後監査」だけでなく、内部統制・企業統治の観点から「予防監査」に取り組んでおります。

独立社外取締役及び社外監査役が、それぞれ、その高い独立性及び専門的な知見に基づいて、客観的かつ中立的な監督・監査の役割・責務を適切に遂行する環境を整備することを通じて、企業統治体制の強化を図っております。

(Comply=遵守)

#### 【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主にわかりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上のためには、株主や投資家との積極的かつ建設的な対話が必要と認識しております。そのため、当社では、株主・投資家との対話を担当する IR 部及び広報（PR）部を設置し、当社の経営方針等に対する理解を深めるための機会創出に努めております。また、年 2 回の決算説明会を開催し、代表取締役社長が経営方針・経営状況について説明をおこなっているほか、ステークホルダーからの個別取材にも応じております。さらに、特定の株主・投資家に情報提供が限定されることのないよう、説明会で使用した資料は当社ホームページ上で説明会開催と同時に開示しております。

(Comply=遵守)

以 上